

中国税務及び投資速報



外商投資産業指導目録の改訂について

概要

中国の『外商投資産業指導目録』が改訂され、2012年1月30日より施行される。国家発展改革委員会及び商務部は『外商投資産業指導目録』の改訂版を發布し、2007年版指導目録を同時に廃止する。

今回が5度目の改訂となる外商投資産業指導目録(以下、「2012年版指導目録」という)は1995年に初めて制定された。国務院が示した国発[2010]9号(以下、「9号」という)『外資活用の更なる向上に関する若干の意見』の趣旨に基づき、2012年版指導目録における変更点は、中国政府による外国投資家に対する市場開放の拡大という基本国策の継続、並びに産業構造改善の推進を反映している。

2012年版指導目録においても、外商投資プロジェクトは奨励類、制限類及び禁止類に分類されている。今回の『中国税務及び投資速報』では、当該新指導目録の主な変更点を紹介し、それらが外商投資にもたらす潜在的な影響について解説する。

主な変更点

9号及び中国第12次5ヵ年計画の『要綱』の趣旨に基づき改訂された2012年版指導目録は、ハイエンド製品製造業、ハイテク及び新技術開発、先進型サービス業や新エネルギー、省エネルギー及び環境保護産業等の分野における外国投資を更に奨励する形をとっている。

2007年版指導目録と同様に、2012年版指導目録は外国投資プロジェクトを奨励類、制限類及び禁止類と3つのカテゴリーに分けている。

2012年版指導目録に記載されている具体的なプロジェクト数は全部で473項目あり、そのうち奨励類が354項目、制限類が80項目、禁止類が39項目となっている。特に2012年版指導目録では、より多くの環境保護及びハイエンド製品製造業関連のプロジェクトが奨励類に追加されている。参照のために、主な変更点を要約した図表を以下に示す：

今回の『中国税務及び投資速報』では新指導目録の主な変更点を紹介し、それらが中国における外商投資にもたらす潜在的な影響について解説する。

分類/産業	2007年版 指導目録	2012年版 指導目録	コメント
1.奨励類-鉱業	地層探査、掘削、 検層、ロギング、 地下作業等の新規 石油探査技術の開 発と応用(合作に 限定)	地層探査、掘削、 検層、ロギング、 地下作業等の新規 石油探査技術の開 発と応用(合弁、 合作に限定)	2012年版指導目録では奨励類に該当する探鉱産業の投資形式の範囲が拡大されたため、投資形式は合作に限定されない。
	オイルシェール、 オイルサンド、重 質油、超重質油 等の非在来型石 油資源の探鉱・開 発(合作に限定)	オイルシェール、 オイルサンド、重 質油、超重質油 等の非在来型石 油資源の探鉱・開 発(合弁、合作 に限定)	
	海底可燃氷の探 査、開発(合作に 限定)	シェールガス 、海底ガス水和物 等の非在来型天然 ガス資源の探鉱・ 開発(合弁、合作 に限定)	
2.奨励類-製造業	N/A	繊維産業に新たに 追加:機能的、環 境保護関連及び特 殊な衣料品の生産	新指導目録ではハイエンド製品製造業への外国投資が奨励されている。奨励類の中に、繊維、化学、装置製造等の産業における新製品及び新技術が新項目として追加された。例えば、繊維業界のうち、機能的、環境保護関連及び特殊な衣料品の生産という項目が追加された。また、多結晶シリコン、石炭を原料とする大型化学工業及び自動車製造の項目が奨励類から削除された。但し、自動車製造が奨励類から削除されたことで、それに係る外資比率(50%以下)の制限も同時に撤廃された。
	直径200mm以上 のシリコン単結晶 及び鏡面ウェー ハ、多結晶シリ コンの生産	直径200mm以上 のシリコン単結晶 及び鏡面ウェーハ の生産	
	石炭を原料とした 大型化学製品の 製造(中国側の相 対的多数派支配)	削除	
	自動車完成車の 製造(外資比率 50%以下)及び自 動車研究開発機 構の建設	削除	

3.奨励類-新エネルギー自動車主要部品の製造に関する項目の追加	N/A	新規追加:新エネルギー使用自動車主要部品の製造	2012年版指導目録では新エネルギーの活用が奨励され、近年の自動車市場拡大及び二酸化炭素排出量の増大を受けて、新エネルギー自動車の開発が強調されている。新エネルギー自動車主要部品である高エネルギー蓄電池、電池の正極材料、電池用セパレータ、電池管理システム等が奨励類項目の中に追加された。
4.奨励類-インフラ設備製造業に関する項目の追加	N/A	新規追加:風力発電、原子力発電及び高速列車向けの歯車伝動装置、船舶用可変パドル歯車伝動装置システム、並びに大型・ヘビーデューティギアボックスの製造	中国は現在、ハイエンド型のインフラ設備製造業、特に新エネルギー分野へのより多くの外国投資を歓迎している。
5.奨励類-9種類のサービス産業項目の追加	N/A	新規追加:以下の9種類のサービス産業項目の奨励類への追加(電動自動車充電ステーションの建設・運営、バッテリー交換ステーションの建設・運営、ベンチャー・キャピタル投資、知的財産権サービス、ファミリーサービス、海洋石油汚染除去サービス、省エネ技術開発及びサービス、職業技能養成・訓練、水リサイクルプラントの建設・運営)	現代サービス業の発展の推進を図る為、新指導目録には9つの奨励類サービス産業項目が追加された。中国によるベンチャーキャピタル企業及び知的財産サービスへの投資の奨励は今回が初めてである。
6.制限類から許可類への変更-医療機関、金融リース会社	健康、社会保障、社会福祉-医療機関(合併、合作に限定)	削除	サービス産業の発展を推進するため、新指導目録では外商投資医療機関及びファイナンスリース会社が制限類から許可類へ変更された。
	制限類の金融業項目-銀行、ファイナンスリース会社、金融会社、信託投資会社、通貨仲介会社	制限類の金融業項目が銀行、金融会社、信託投資会社、及び通貨仲介会社へ変更された。(ファイナンスリース会社は2012年版指導目録の制限類から削除された。)	

2012年版指導目録における上記の重要な変更点が示すのは、新しく追加された奨励類項目のほとんどがエネルギー関連のものであり、同時に一部の高エネルギー消費又は汚染に繋がるとされる項目は制限類に分類されていることである。これは明らかに中国が現在実施している環境保護及び省エネルギー戦略と一致する。また、奨励類の新規追加項目のほかには、国家の不動産バブルの抑制方針に合わせて別荘の建設及び運営業が禁止類に変更されたことも当然の流れといえる。更に、国内の郵便宅配便業も新指導目録の中で禁止類に分類された。

注目すべきポイント

新指導目録に関する移行措置

ここで中国市場への進出あるいは中国における既存事業の拡大を予定している外国投資家が注意すべき点は、2012年版指導目録の施行日である2012年1月30日以降に許認可を受ける外商投資プロジェクトについては当指導目録の分類に従うこととなり、それ以前に認可されたプロジェクトについては、関連する規定に基づいて実行されると考えられる点である。このため、税制優遇措置の適用等の他の政策の適用に影響が出る可能性がある。したがって、外国投資家は主管機関が今後公表する2012年版指導目録の施行に係る移行措置に留意すべきである。

審査・承認権限の移譲

2010年初めに公布された9号は、中国の国家戦略に準拠した2007年版指導目録の改正のみならず、商務部が認可する外商投資プロジェクトに係る総投資額基準の引上げを実現した。これにより、総投資額が3億米ドル以下の奨励類及び許可類項目に関する許認可権限は、商務部の地方機関に移譲された。2012年版指導目録は既に施行していることから、今後他の規定が公表されるまでは上述の許認可形式が継続される。

税制優遇措置政策

現行の規定に基づき、奨励類外商投資プロジェクトは現行法規の下で税制優遇措置を受けられることができる。一般的には、奨励類の範囲内で外商投資企業が輸入する設備及び部品等については関税が免税される。

関税総署公告[2012]4号公告(以下、「4号公告」という)によると、2012年1月30日より前に承認された外商投資プロジェクトに関しては、4号公告の関連規定に従うこととされる。詳細は以下のとおり:

外商投資プロジェクトの承認時期	2007年版指導目録の奨励類リストに該当	2012年版指導目録の奨励類リストに該当	輸入関税免除の可否
2011年12月23日 (2012年版指導目録公布日の前日)以前	する	N/A	可
2011年12月24日から2012年1月29日まで	する	しない	可(但し、2013年1月29日以前に税関で税減免登録手続きを行う必要あり)
	する	する	可(投資主管部門は2012年版指導目録に基づき、『プロジェクト確認証明書』を発行)
	しない	する	可(投資主管部門は2012年版指導目録に基づき、『プロジェクト確認証明書』を発行)
2012年1月30日 (2012年版指導目録の施行日)以降	N/A	する	可



同時に4号公告によると、2007年版指導目録では該当しないが、2012年版指導目録において奨励類に該当するような建設進行中のプロジェクトについても『プロジェクト確認証明書』の取得後に税制優遇措置が適用される。しかしながら、当該プロジェクトについて既に納税された金額は還付の対象とはならない。

財税[2011] 58号(以下、「58号」という)によると、2011年1月1日から2020年12月31日の間に西部地区に設立され奨励類産業に従事する企業は、要件を満たせば15%の企業所得税率を享受することが可能となる。58号に記載された『西部地区奨励類産業目録』(以下、「西部産業目録」という)は西部地区における投資に係る別の目録である。但し、西部産業目録は未だ公布に至っていないため、2012年版指導目録の下で奨励類に属する産業プロジェクトが西部地区において実行されるとしても、上述の企業所得税優遇措置の対象となるかどうかについては公布されるまでは定かではない。また、58号では西部地区奨励類産業企業が投資総額内で輸入した自家用設備に対する輸入増値税の免税措置規定が削除されており、輸入関税の免税措置のみが適用される旨が示されている。

結論

中国の外商投資産業指導目録は、今日まで外国直接投資の指針とされてきた重要な産業政策である。2012年版指導目録の公布により中国が外商投資分類の範囲を再定義したことで、中国の産業政策が伝統的な産業から技術、省エネルギー・資源保全、及び環境保護関連産業へシフトして来ている事実が明確となった。中国市場への進出又は既存事業の拡大を予定している外国投資家は上述した変更点に留意すべきである。また、新指導目録が実施段階に入ると、現地によってその解釈及び実務状況が異なってくる可能性が出てくるため、事前に関連政府機関及び専門家に相談することが推奨される。

連絡先

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記の各担当者までご連絡いただくと幸いです。

各地区税务服务主管合伙人

- ▶ 陈翰麟（北京）
+86 10 5815 3397
henry.chan@cn.ey.com
- ▶ 夏俊（杭州）
+86 21 2228 2878
patricia.xia@cn.ey.com
- ▶ 兰东武（天津）
+86 10 5815 3389
alan.lan@cn.ey.com
- ▶ 史川（成都）
+86 21 2228 4306
chuan.shi@cn.ey.com
- ▶ 闫晓光（大连）
+86 10 5815 3226
samuel.yan@cn.ey.com
- ▶ 陈建荣（广州 / 厦门）
+86 20 2881 2878
rio.chan@cn.ey.com
- ▶ 陈明宇（青岛）
+86 10 5815 3381
andy.chen@cn.ey.com
- ▶ 张凡（深圳）
+86 755 2502 8383
lawrence-f.cheung@cn.ey.com
- ▶ 谭绮（上海 / 武汉）
+86 21 2228 2648
vickie.tan@cn.ey.com
- ▶ 袁泰良（香港）
+852 2629 3355
clement.yuen@hk.ey.com
- ▶ 夏燕（苏州）
+86 21 2228 2886
audrie.xia@cn.ey.com

各税务专业服务团队主管合伙人

- ▶ 田雯琦（转让定价服务）
+86 21 2228 2115
jessica.tien@cn.ey.com
- ▶ 黎颂喜（国际税务咨询服务）
+852 2629 3188
becky.lai@hk.ey.com
- ▶ 温志光（人力资本服务）
+852 2629 3876
paul.wen@hk.ey.com
- ▶ 陈子恒（财务交易税务咨询服务）
+852 2629 3228
david.chan@hk.ey.com
- ▶ 罗伯特·史密斯（间接税服务）
+86 21 2228 2328
robert.smith@cn.ey.com

大中华区税务服务主管合伙人

- ▶ 唐荣基
+86 21 2228 6888
walter.tong@cn.ey.com

作者 - 中国税务中心

- ▶ 许津瑜
+852 2629 3836
jane.hui@hk.ey.com

Ernst & Young 安永

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。

より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2012 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

FEA no. 03001664

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永（中国）企業諮詢有限公司、及び全てのグローバルメンバー・ファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

www.ey.com/china